

(案)

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 第二次報告

看護学実習ガイドライン

令和2年(2020年)3月〇日

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会

はじめに

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会（以下、「本検討会」とする。）では、これまでの、大学における看護系人材養成の充実に関する各種会議で提言されてきた方向性を確認しながら、今後の社会情勢の変化や国民のニーズに対応できるより質の高い、次世代を担う看護系人材を養成するために充実・強化すべき事項について検討を行った。この検討の中で、臨地実習に関する多くの課題が示された（大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会第一次報告，令和元年（2019年）12月20日参照）。その課題は、学生が担当する患者選定の難しさ、学生が体験できる看護ケアの少なさや内容の制限、臨地実習での経験を活かせる効果的な学修の連動等であり、臨地実習の教育の内容だけでなく、教育方法や実習科目の体制づくりにも関わる内容となっており、臨地における実習ガイドラインの必要性が示された。

平成29年（2017年）に「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」（以下、「看護コアカリ」とする。）が文部科学省より提示され、その中の項目F「臨地実習」にて、臨地における実習の学修目標が示されている。本ガイドラインは、看護コアカリに付随し参照基準として位置づき、大学教育における臨地での実習の特質を明確にしつつ、実習の質を保証し、充実に向け必要と考えられる教育方法や実習科目の体制づくりにおける基本的な考え方をまとめたものである。

本ガイドラインは、大学における看護系人材の養成に関し、各大学に主となる責務があるとしながらも、実習先にも大学と連携・協働しながら、一緒に学生を育てていく重要な役割があるという前提に立って作成されている。大学（教員・学生）、実習施設（管理者・実習指導者等実習に関わる者）の双方が参照するとともに、看護の対象となる国民の理解と参加を促すことに資することを期待している。本ガイドラインは、Ⅰ 看護学実習ガイドライン策定の趣旨、Ⅱ 大学と実習施設との連携・協働体制の構築、Ⅲ 看護学実習前の調整、Ⅳ ケアへの参画における指導方法、Ⅴ 評価方法より構成されており、各大学において、カリキュラムを策定・改正する際や実習要項を作成・改変する際、または実習施設との連携・協働体制の構築に活用することを意図している。さらに、実習施設の看護学実習指導に関わる者の実習に関するスキル向上にも活用されることを期待する。

令和4年度（2022年度）の新カリキュラムの導入に向け、各大学においてカリキュラムの検討が始まっており、看護コアカリや本ガイドラインを活用することで、看護コアカリで示されている看護職として求められる基本的な資質・能力を参照し、自大学の理念・ポリシーや強み・特色等を踏まえた人材の養成をめざし、これまで以上に充実した実習科目の展開につながることを切望する。

今後、本ガイドラインを活用したカリキュラムが展開されていく中で、看護系人材の資質・能力に関し、さらなる課題等が生じた場合は、その時の社会情勢の変化や国民のニーズに対応できる看護系人材の養成に向けた改定が求められる。

I 看護学実習ガイドライン策定の趣旨

1. 看護学実習ガイドライン策定の位置づけ

- 1) 看護コアカリの「F 臨地実習」には、中項目として「F-1 臨地実習における学修」、「F-2 ケアへの参画」が示され、さらに小項目にてねらいと学修目標が明示されている。これらの学修目標を達成するため、各大学のカリキュラム（看護師教育課程、保健師教育課程、助産師教育課程を含む）に位置付けられた、臨地における実習に関するガイドライン（以下、「看護学実習ガイドライン」という。）を策定する。すなわち、本看護学実習ガイドラインは、臨地における実習の基本的な考え方を示すものであり、各大学におけるカリキュラムの策定や実習要項の作成等において、学生を含む大学及び実習施設における指針であり、参照基準として位置づけられる。
- 2) 看護学実習ガイドラインは、看護コアカりに明示された「看護系人材（看護職）として求められる基本的な資質・能力（①～⑨）」の育成に資するものとする。
 - ① プロフェッショナリズム
 - ② 看護学の知識と看護実践
 - ③ 根拠に基づいた課題対応能力
 - ④ コミュニケーション能力
 - ⑤ 保健・医療・福祉における協働
 - ⑥ ケアの質と安全の管理
 - ⑦ 社会から求められる看護の役割の拡大
 - ⑧ 科学的探究
 - ⑨ 生涯にわたって研鑽し続ける姿勢
- 3) 文部科学省「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業」（平成 27～29 年度）として、一般社団法人日本看護系大学協議会は、看護系大学学士課程の臨地実習とその基準作成に関する調査研究を実施し、平成 29 年度報告書に「看護系大学学士課程の臨地実習の基準」を確定して報告した。看護学士課程教育の目的・目標と実習の関連性（基準Ⅰ）、教育課程と教授・学習活動（基準Ⅱ）、学生の学びを支える教育体制と資源（基準Ⅲ）、実習教育の有効性（基準Ⅳ）の 4 つの基準と 19 の下位項目が示された。本看護学実習ガイドラインは、この基準を基盤とし、さらに具体的な事項を示すものとする。
- 4) 看護学実習は、学生、看護の対象となる人々（以下、「対象者」とする。）、大学の教員及び実習指導者を含む学生の実習を指導する者（以下、「実習指導者等」とする。）によって成立する教授学習過程であるため、大学と実習施設との連携と協働がその基盤となる。本看護学実習ガイドラインはこれまで以上に、大学と実習施設における連携・協働体制の構築と、学生にとって効果的な看護学実習の実施に役立つことを期待する。
- 5) 本看護学実習ガイドラインは、看護学教育での臨地における実習に対する国民の理解と参加

に資するものとする。以て、看護の重要性に対する国民の関心と理解を深めることに寄与することを旨とする。

2. 看護学実習の目的

- 1) 看護学実習は、学生が学士課程で学修した教養科目、専門基礎科目の知識を基盤とし、専門科目としての看護の知識・技術・態度を統合、深化し、**検証することを通して**、実践へ適用する能力を**修得**する授業である。病院、施設、在宅、地域等の多様な場において、多様な人を対象として援助することを通して、学生が対象者との関係形成を中核とし、**多職種連携**において必要とされる連携・協働能力を養い、看護専門職としての批判的・創造的思考力と問題解決能力の醸成、高い倫理観と自己の在り方を省察する能力を身に付けることを目指す。
- 2) 看護学実習はカリキュラムの一環であって、その具体的な方法は各大学が責任をもって決定する。看護学実習は次世代の看護系人材を育成する重要な教育の場であり、実習における学生の学びが卒業後の継続教育につながり、自己研鑽を継続し、さらに成長することに資する。
- 3) 看護学実習は、看護コアカリに示された「臨地実習における学修の在り方（特徴）」の学修目標（①～⑥）の到達を目指す。
 - ① 学修した看護学の知識・技術・態度を統合し、根拠に基づき個別性のある看護を実践できる。
 - ② 多様な場で展開される、人々の多様な生活の実際を理解できる。
 - ③ 多様な社会資源、サービス、制度の実際を見ることで看護の受け手の生活に関わる社会資源の意義を説明できる。
 - ④ 実習の積み重ねを通して、必要とされる看護が場や看護の受け手により異なることを理解し、看護者の役割を創造的に考察できる。
 - ⑤ 実施した看護の意味や課題を、看護の受け手を中心とする視点や倫理的観点で振り返ることができる。
 - ⑥ 実践の振り返りを通して、看護専門職としての自己の在り方を省察し、看護の質の向上に向けた自己研鑽ができる。
- 4) 「看護学実習の目的」の**設定**は大学の責任の下に行う。大学は、教育理念、教育目標ならびに「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）（以下、「三つのポリシー」という。）との一貫性をもって、さらに社会の多様性やヘルスケアニーズにも対応することを工夫し、カリキュラムに実習科目を体系的に位置付け、全ての看護学実習科目を**総括**する目的を設定する。

3. 大学・実習施設・学生の役割

1) 大学の役割

- (1) 大学は、学生の教育に関する責任を有し、学生が看護学実習において対象者に安全かつ適切に看護ケアを提供できるよう、必要な知識・技術・態度が十分な準備状況であることを保証する役割を有する。大学の具体的な役割として、講義、演習と臨地における実習を連環させて効果的な教育を推進するとともに、学生が看護学実習において以下に示す学生の役割を遂行し学修効果を得られるよう、学修環境を整備する。大学は実習目的を達成するために、各実習科目の概要、到達目標、実習内容、評価方法、単位修得要件、事前事後課題等をシラバスに明確に提示する。さらに、学生、実習指導者等、実習に従事する教員（以下、「実習指導教員」とする。）等のための実習中の行動指針となるよう、実習要項を作成する。実習要項の作成においては実習施設と十分な調整を行い、連携・協働による指導体制を構築する。
- (2) 実習指導教員は、学生が修得した知識・技術・態度を統合し、看護学実習における対象者に看護ケアを提供することを支援する。実習指導教員の具体的な役割は、複雑で多様な臨地の場面において、学生がその現象を理解し、必要とされる看護ケアを判断し、それを対象者に実施するプロセスを導くこと、看護の理解を深化、検証できるよう、学生の体験が学生にとっての教材となるよう創意工夫する。こうした役割は、看護学実習にかかわる看護職にとって、教育者としてのモデルを示すことにつながる。

2) 実習施設の役割

- (1) 実習施設は、看護ケア提供の責任を有する。その看護ケアの場に学生を受け入れ、実習施設の看護ケアの質を維持しつつ、実習要項に基づき、学生が学修目標を達成できるように、看護ケアに参画できる機会を提供し、実習環境を整備するとともに、保健・医療・介護・福祉（以下、「医療等」とする。）におけるチームの一員として役割を果たすことができるように調整する役割を有する。学生を受け入れるに当たっては、大学と十分な調整を行い、連携・協働による指導体制を構築して、実習環境を整備する。その前提として、実習指導者等の教育の仕組みを有していることが望ましい。
- (2) 実習指導者等は、大学における看護学実習の位置づけを理解し、学生との関係性を構築し、看護学実習に臨む意欲を引き出せるように支援する。さらに、学生の主体性を尊重し、学生が作成した看護計画に対して、看護ケアを提供する対象者の状態に関するアセスメントを説明し適切な看護ケアの技術を示し、対象者と学生との関係形成を支え、プロフェッショナルとしての姿勢を示す等、看護の実践者としての役割モデルとなることが期待される。

3) 学生の役割

- (1) 学生は実習科目受講までに、基盤となる科目を履修し、必要な知識・技術・態度につい

て十分な準備をした上で実習に臨み、実習指導者等及び実習指導教員の指導の下に、対象者に看護ケアを提供することを通して、各実習科目の学修目標に到達するよう努力する。さらに、全ての実習を通して、看護学実習で求められる情報収集力、アセスメント力、看護ケアを提供する技術力、対人関係形成力を養うと共に、看護学実習における倫理に関し学修を深め、自己洞察力を強化することに努力し、看護学の理解を深化させる。

- (2) 学生は、場所も対象者も異なる多くの看護学実習に参画し、各々の学修目標に到達することが求められる。次々に新たな看護学実習が開始されるため、学生はストレスマネジメントとタイムマネジメントを心がけ、生活を調整し体調管理に努め、実習科目の学修ができるように努力する。

II 大学と実習施設との連携・協働体制の構築

1. 大学と実習施設との組織的体制づくり

1) 連携・協働体制の必要性

大学が、実習施設として選定していく際の要件は、各大学が設定する看護学実習科目における目的・目標を達成できる条件を満たした施設であること、目標を満たすために必要な実習指導者が存在する等の要件を有し、実習中の安全管理体制が整備されていることである。

看護学実習において、学生と対象者が安全であり、看護の効果が最大限に引き出されるためには、大学と実習施設が連携・協働体制を整備することが必要である。

指導体制の確立に向け、管理的な立場にある者も参画できる会議の開催や連携促進を目指した研修等を実施するとともに、両者の連携・調整を図る仕組みを整える。

大学は、学生数と実習の場の特徴に応じた実習指導教員を配置すること、実習施設も状況に応じた実習指導者等を配置することが必要である。なお、教員・実習指導者等の配置においては、特定の者に過重な負担が生じないように、継続的に確認することが必要である。

2) 大学と実習施設との契約

大学は、実習施設から看護学実習に関する承諾書を得て、文部科学省への申請手続（施設の新規追加・変更承認）を進めると共に、契約を締結し、連携・協働体制の基盤を形成する。契約に含まれることが望ましい内容は、①実習期間、②学生利用可能施設及び設備、③指導体制、④安全管理体制、⑤実習に伴う経費等である。

3) 実習施設の環境整備

- (1) 実習施設は、実践を基本とする質の高い実習指導となるように、学生が学修するために必要な物品、設備等の実習環境を、大学と調整して整備する。具体的には、実習中の実習記録等の保管場所、学生用更衣室、カンファレンスルーム等を準備することが望ましい。
- (2) 実習施設は、実習科目ごとの実習目標に応じて責任をもって継続的に関わることのできる実習指導者を配置するよう努める。また、実習指導者以外の者も、それぞれの立場から学

生に関わり、学生が医療等のチームに参画できる体制づくりに努める。

(3) 実習施設の各部署への学生配置人数は、大学と実習施設が協議して決定する。

4) 連携・協働体制の発展

大学と実習施設間の連携・協働体制を発展させるために、両者共に積極的な取組みが望まれる。具体的には、情報共有や相互の依頼に対応できる定期的かつ実質的な会議等の実施をはじめ、大学による実習施設の看護職員の研修等の学習支援、実習施設の職員による大学の講義や演習の講師、臨床教授や臨床講師等の積極的な活用、人事交流の推進等が考えられる。

2. 指導の体制づくり

1) 大学の教員と実習指導者等による連携・協働

(1) 大学は、実習指導教員を含む教員に対して、看護学実習の目的、看護学実習における教員の役割と責任、大学と実習施設との連携・協働体制等について理解し行動できるよう、情報共有あるいはFD (faculty development) の機会を持つ。

(2) 大学は、看護学実習に先立ち、看護ケアを提供することにかかわる、カリキュラム上の科目構成、ねらい、目的や目標、既習の科目等の先行条件、学生の看護技術の経験状況などについて、実習施設と情報を共有する。

(3) 実習施設は数多くの大学や学年の異なる実習生を受け入れているため、実習指導者等は各大学から提供された情報を活用し、各大学の実習目的や目標を理解し、学生のレベルや実習目標に応じた支援を行う。

(4) 大学と実習施設は、実習指導教員及び実習指導者等の看護学実習における役割を事前に調整して決定する。相互の管理者の了解のもと、実習指導教員及び実習指導者等がそれぞれの役割を承知することはもとより、学生に対して周知する。

2) 大学と実習指導教員の臨地における教育を支える実践力の向上

(1) 実習指導教員は医療等の最新の状況を把握して、特に担当する看護学実習科目に関する臨地における実践力を維持・向上させる努力が必要である。

(2) 大学は実習指導教員に対し、実習指導能力の向上をめざし、FD研修等、組織的に計画する必要がある。また、実習指導教員は実習指導に先立ち、当該実習施設に関する研修を行うことが望ましい。

3. 看護学実習における倫理及び安全管理に関する調整

1) 看護学実習における倫理

(1) 倫理的配慮の必要性

看護学実習においては、対象となる個人・家族等の安全と人権が尊重されること、また学修者である学生の安全と人権が保障されることは重要である。このため、受け持つ対象者の選

択、実習のプロセスを通し、指導に当たる教員・実習指導者等とともに、双方の安全と人権を保障する指導体制を構築することが必要である。

(2) 看護学実習に関する説明と同意

学生が受け持つこととなった対象者に文書を用いて十分な説明を行い、文書による同意を得ることが原則である。やむを得ず、口頭で同意を得た場合には、その内容を記録として残すことが必要である。

実習施設及び大学が、連名で説明・同意文書を作成することが望ましく、対象者へは学生による看護ケアの提供を拒否できること、同意した後であっても撤回することが可能であること、拒否によって診療、看護ケア等における不利益を被ることはないことを明示する。また、説明同意文書の保管方法については、実習施設と大学が調整して決定する。

(3) 個人情報及びプライバシーの保護

実習にあたって実習施設および大学は、看護ケアの対象者ならびに学生の個人情報及びプライバシーの保護に努める。電子カルテ、訪問や相談の記録及び実習記録等の取扱について、個人情報及びプライバシーの保護のためのソーシャルネットワーキングサービスへの書き込み等の禁止といった、具体的行動について大学と実習施設間で確認し、学生へ周知する。電子カルテ等の取扱については、実習施設の規定を遵守する。

(4) 学生が実施できる看護技術

大学は、看護学実習で対象者へ提供する看護ケアについて、学生に対して、実習前までに看護学基礎教育において学修し、実施の安全性が確認された技術であるということを周知するとともに、実習施設と調整することが必要である。

大学と実習施設との間で、①学生が単独で実施できる技術、②教員や看護師等の直接指導の下に実施できる技術、③看護師等の実施を見学する技術等、学生が経験できる看護ケア技術について、事前に十分に話し合い、基準等を合意しておく必要がある。さらに、学生が理解できるように、実習要項等に明示することが望ましい。

2) 看護学実習を安全に実施するための体制づくり

看護学実習では、対象者の安全、安楽、安心を保障することは優先課題であるが、同時に学生自身の安全も確保することが重要である。看護学実習を安全に実施する上で、特に感染及び事故に対する、予防対策、事故・災害発生時の対応及び学生が行う予防行動に関する事項について実習要項等に明示し、予め大学と実習施設間で調整し対応できるようにしておく。

(1) 感染対策

(ア) 感染予防対策

大学は感染予防に関する対策を整備し、マニュアル等を学生及び実習施設に明示する。

実習施設からの感染予防に関する規定に基づく大学への要請に対し、大学は学生及び実習指

導教員の免疫獲得状況を**本人の同意の下**、報告する。抗体価検査結果が基準値に達していない場合、予防接種を受けても基準値に達しない場合等の対応について、大学と実習施設の間で予め調整する。

(イ) 感染症発症時の対応

大学は、感染症罹患時の連絡と医療機関受診について、実習要項に明記して、学生が遵守できるようにするとともに、**感染症発症時には実習施設へ速やかに連絡する。**

(ウ) 学生が行う**予防行動**

学生は、自己の健康状態・獲得免疫を把握すると共に、感染防止に必要な知識・技術・態度を身につける。また、**普段からの感染症予防行動、実習中のスタンダードプリコーションの遵守といった、感染予防に努める。**

(2) 事故対策

(ア) 事故予防対策

大学は、臨地での実習における事故発生時の対応マニュアルを整備し、実習施設と調整すると共に、実習要項に明示して学生に事故予防を周知する。

(イ) 事故発生後の対応

学生は、判断に迷うこと、気になること、ヒヤッとしたりハッとしたりしたこと等があった場合は、すぐに実習指導教員や実習指導者等へ報告し、実習要項に基づき行動する。

インシデントが発生した場合は、学生はインシデント報告書に記載する等、実習要項に沿って対応する。大学はインシデントの報告書等を学生指導に活かすと共に、分析した結果を実習施設に報告し、協働して事故予防に活用する**ことが望ましい。**

アクシデントが発生した場合、学生は速やかに実習指導者と実習指導教員に報告し、両者は状況を確認し実習施設の規定に基づき適切に対処する。

(ウ) 学生が行う対策

臨地での実習において、**安全かつ的確に**看護ケアを提供し、何よりも事故を予防することが重要である。**実習施設への道中も含め**、実習中は特に、事故防止に最大限努力する。もし、事故が発生した場合には、被害が最小限となるよう適切に対応する。

また、学生は、他者の物損傷害等に対する個人賠償責任のみの保険だけではなく、実習中の学生自身の感染事故、対象者への治療費用の支払いにも対応できる学業費用保険に加入する必要がある。

(3) 災害時の対応

大学は、臨地での実習における災害発生時のマニュアルを整備し、**実習指導教員や学生が迅速に対応できるよう**実習要項にフローチャート等を明示して、実習施設及び学生に周知する。

Ⅲ 看護学実習前の調整

1. 実習要項の作成

大学は実習中に学生が学修成果を上げることができるよう、当該実習科目の担当教員は、実習目的、実習目標、実習スケジュール、実習評価方法、感染予防対策、事故予防対策、個人情報の保護等の倫理的配慮、災害時の対応等を明示した実習要項を作成する。実習要項の作成においては、実習施設と十分な調整を行い、連携・協働による指導体制を構築する。学生は、実習要項に基づき事前学習を行うと共に、実習中の行動の指針とする。また、実習指導教員は、実習要項等に基づき教員相互に円滑なコミュニケーションを図ると共に、実習指導者等と連携して効果的な実習指導を行う。

2. 実習前打ち合わせ

1) 会議の設定と調整内容

- (1) 大学は事前打ち合わせとなる会議を主導し、実習目的・目標等を実習施設に説明し、①指導上での実習指導教員と実習指導者等の役割分担と責任の範囲、②実習要項を基に実習目標と実習科目の評価方法と評価基準等、③指導方法の方針、④実習プロセスにおける各学生の学習進度の情報交換の方法、⑤看護学実習を行う上で合理的配慮が必要な学生の情報等について、共通に認識するよう努める。
- (2) 実習指導教員及び実習指導者等は、実習要項に記された到達目標を十分理解して協働すること、看護ケアの提供に当たっては、学生が経験できる看護ケア技術について、両者間で十分に調整する。

3. 学生の看護学実習へのレディネス形成

1) 学生のレディネス形成

- (1) 学生は、当該実習科目の実習目標を達成するために、実習要項に基づき準備する。
- (2) 当該実習目標を確認し、達成するために必要な知識と技術を復習する。

2) 実習指導教員による支援

- (1) 実習指導教員は、学生個々のレディネスや指導上の留意点等について実習指導者等と共有し、指導計画を調整する。
- (2) 実習指導教員は、学生一人一人が当該実習目標を達成するために、個々の学生のレディネスを把握して、実習への取組の動機づけを行い、実習指導者等と連携・協働して効果的な支援を提供し、評価する。
- (3) 実習指導教員は、個々の学生のレディネスを促すために事前に実習のオリエンテーションを行い、実習の概要と準備すべき事項を提示する。
- (4) 実習指導教員は、看護ケアを提供するための基本的な技術について、各実習開始時に個々

の学生の到達度を確認し、学生が正確で安全な看護ケア技術を対象者に提供できるよう、事前に学内での演習を活用して支援する。

IV ケアへの参画における指導方法

1. 看護学実習における指導の方針

- 1) 実習指導教員、実習指導者等は、看護学実習において学修することによって、看護コアカリに示された「看護系人材として求められる基本的な資質・能力」の修得につながるという、学生の理解を促す。
- 2) 実習指導教員、実習指導者等は、学生が、看護学実習における対象者の治療や生活の場を理解し、それらを支える社会資源・サービス・制度の実際を知ること、対象者と関係性を築きながら、看護学の知識・技術・態度を統合し、個別性のある看護を実践できる能力を身に付けられるように支援する。
- 3) 実習指導教員、実習指導者等は、学生が、看護学実習を積み重ねることにより、実施した看護について、対象者の視点や倫理的観点からその意味や課題を振り返り、看護職の役割を創造的に考察できるように関わり、看護の質向上に向けた自己研鑽ができるように導く。
- 4) 実習指導教員、実習指導者等は、看護学実習の目的・目標の達成に向け、学生個人への学習支援とともに、実習グループの円滑なマネジメントに配慮する。
- 5) 実習指導教員は、実習での体験及び評価を通し、学生とともに実習内容を吟味・分析し、看護学の本質、対象の理解、看護ケアの有用性等について学生の学修を深めるようにする。
- 6) 実習指導者等は学生一人一人が当該実習目標を達成するために、個々の学生のレディネスを把握して、実習への取り組みの動機づけを行い、実習指導教員と連携・協働して支援する。学生を動機づける方法の一つとして、学生が提供した看護ケアに対する承認がある。承認には、看護ケアの対象者、実習指導者等や実習指導教員等から承認されること、提供した看護ケアの効果を学生が実感すること等があり、これらを活用する。
- 7) 実習指導者等及び実習指導教員は、学生ができていないことに着目して否定的に注意するのではなく、理由や根拠を示し、適切な行動となるように学生を支援する。また、学生ができていないことへは、肯定的な評価や承認したことを伝え、学生の学修を促す。

2. 看護過程に基づくケアの実践

- 1) 学生は、多様な場で多様なニーズを持つ対象者に対して、看護過程に基づき適切な看護ケアを提供することを学修する。さらに、看護過程におけるアセスメントの重要性と看護過程が循環する一連のプロセスであることを学ぶ。また、実習指導教員は学生個々のレディネスを把握し、対象者への看護ケアを通して学生が思考を整理できるように支援する。
- 2) 学生は、対象者の意思を尊重すると共に、適切にアセスメントを行い、科学的根拠に基づき

対象者に必要な看護を計画立案し実施する。さらに、学生が実施できる看護ケアを明確にした上で、チームの一員として看護ケアに参画し、実習指導者等の支援のもとに看護ケアを提供する。実習指導者等は、対象者の状態を十分に把握し、学生とともに看護ケアを提供する。

- 3) 学生は、観察したこと及び実施した看護について、適切に報告・連絡・相談し、明確に実習記録に記録する。実習指導教員及び実習指導者等は、学生が提供した看護ケアについて、学生自身が、適切さや改善点を評価できるように支援する。
- 4) 実習指導者等は、看護ケアの場面でのアセスメントや意図することを学生が理解できるように言葉で表現し、学生とともに看護ケアを実施する際は、学生の技術を観察し、その適否について肯定的な表現でフィードバックし、必要時には熟練した技術を披露することによってモデルを示す。

3. 安全なケア環境の整備

- 1) 実習指導者は、実習開始に際し学生に実習施設のオリエンテーションを行う。学生は緊張度が非常に高いため、そのことを十分に理解して、実習に導入する。
- 2) 学生が、転倒、転落、チューブ抜去等の有害事象の予防策を計画・実施でき、感染予防対策を行うよう、実習指導教員は実習指導者等と支援する。
- 3) インシデント又はアクシデントが発生した場合、学生は、実習指導者等と実習指導教員に速やかに報告する。該当の対象者の状況と安全を迅速に確認し、実習施設の事故対応マニュアルに添って対応する。
- 4) インシデント・アクシデントの報告書等は、分析し今後の教育及び事故予防に活用する。

4. チームの一員としてのケア参画

- 1) 学生は、医療等のチームの一員として、実習指導者等の指導を受けながらケアに参画し、報告・連絡・相談を行うことによって協働する。さらに、ケアに参画することによって、ケアを提供するチームの目標、メンバーの役割、自己の役割を理解する。
- 2) 学生は、実習グループの学生と協働して学修することによって、目標の確認、協力、連絡調整等、共通の目標を持ったチームの一員として活動する態度を身に付ける。
- 3) 医療等のチームには看護職のチームと多職種によるチームがある。実習指導者等は、学生が看護職チームのみならず、多職種によるチームの機能をも理解し参画できる機会を調整する。
- 4) 実習指導者等及び実習指導教員は連携・協働して、各学生の実習目標達成度を把握し、学生一人一人が看護職チーム、あるいは多職種によるチームの一員としてケアに参画し、全ての実習目標を達成できるように、丁寧に支援する。
- 5) 学生、実習指導者等、実習指導教員の三者による共同カンファレンスを活用し、チームにおける看護職の役割や基本的姿勢、ケアの受け手の権利擁護を始めとする課題に対し、意見を

表明するとともに他者の意見を傾聴することを通して、学生は学びを深化・発展させる。役割が異なる三者が相互に意見交換することにより、双方向に効果が波及することを目指す。

V 評価方法

1. 実習目的・目標に対応した実習評価項目の設定

- 1) 学習者本位の観点から、一人一人の学生が自分自身の学修成果として修得した資質・能力を自覚し、看護学実習科目の目標に照らして評価でき、さらに評価結果を説明できることが重要である。
- 2) 大学にて作成した実習全体の目的を受けて各実習科目の目的を設定し、その目的を達成するために学生が到達すべき目標を設定する。各実習科目の到達目標に基づき、実習評価項目、達成度を示す基準を設定する。
- 3) 看護学実習の各場面では、対象者に対し、学生による看護ケアの技術の安全と適切さが保証されることが求められる。そのため、到達目標、実習評価項目とも、看護ケア技術の安全と適切さの視点を含むことが必要である。

2. 外部基準の参照による実習評価項目の設定

全ての看護学実習科目を総括する目的や、各実習科目の目的・目標を評価する実習評価項目の作成に当たっては、これまで以上に質の高い教育となることを意図し、看護コアカリヤ、「看護系大学学士課程の臨地実習の基準」を参照し、さらに「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準、看護学分野」、「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」といった外部基準も積極的に活用する。

3. 看護学実習の到達目標に基づく達成度評価

- 1) 達成度評価については、実習科目ごとに、評価時期を設定し、実習到達目標への達成度を評価する。原則として、評価に関する責任は大学が有する。そのため、実習指導教員は実習指導者等の意見を可能な限り聴取し、評価に反映させる。
- 2) 看護学実習の中間時期に、学生による自己評価を実施し、実習指導者等による助言等を参考としながら、実習指導教員は形成的評価を行うことが望ましい。学生が達成した項目と未達成の項目を確認して、残る実習期間における目標を共有して、目標達成を目指す。
- 3) 各実習の終了時に実習指導教員は、学生による自己評価とともに、実習指導者等による助言等を積極的に収集し、実習評価項目の達成度に基づき評価し、その後、総括的評価を行う。評価した結果を必ず、学生が理解しやすいようにフィードバックすることで、学生は次の学修課題を明確にする。
- 4) 学生は、看護学実習科目の中での一連の評価の実施を通して自らの学修を振り返り、修得し

た資質・能力をさらに深化・発展させ、卒業後の継続的な自己研鑽につなげる。

4. 看護学実習全体の評価

- 1) 看護学実習に関するよりよい実習環境・指導体制を構築するために、大学は、学生の自己評価、実習内容、指導方法、実習環境等に関する評価結果を把握し、看護学実習科目の目的、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに照らして、看護学実習全体を評価し、次年度以降の看護学実習に活かしていく。
- 2) 看護学実習は実習施設と大学との協働により環境を整えることにより、実習目的が達成されていくものであるため、大学は、看護学実習に対する実習指導者等の意見を積極的に把握することが必要である。そのために、学生・実習指導教員・実習指導者等による看護学実習の評価結果を、実習指導者等を含む実習施設及び実習指導教員を含む大学による看護学実習のあり方について検討する場を設定し、より充実した看護学実習にしていく。

VI 資料

- 看護系大学学士課程の看護学実習の基準

- 1) 看護学教育モデル・コア・カリキュラム(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/31/1217788_3.pdf
- 2) 看護系大学学士課程の臨地実習とその基準作成に関する調査研究(日本看護系大学協議会：文部科学省委託事業)
<http://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2017/12/H29MEXTProject.pdf>
- 3) 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準，看護学分野(日本学術会議)
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-h170929-9.pdf>
- 4) 看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標(日本看護系大学協議会)
<http://www.janpu.or.jp/file/corecompetency.pdf>

- 教学マネジメント指針(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20200206-mxt_daigakuc03-000004749_001r.pdf

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 委員名簿

| | |
|------------|---|
| 秋山 正子 | 株式会社ケアーズ代表取締役 白十字訪問看護ステーション 統括所長・認定NPO法人マギーズ東京センター長 |
| 井村 真澄 | 日本赤十字看護大学大学院国際保健助産学専攻教授 (公益社団法人全国助産師教育協議会会長) |
| 大島 弓子 | 豊橋創造大学保健医療学部・大学院健康科学研究科 看護学科長・教授 (一般社団法人日本私立看護系大学協会会長) |
| 岡島 さおり | 公益社団法人日本看護協会常任理事 (川本 利恵子 公益社団法人日本看護協会常任理事 *第1回まで) |
| 鎌倉 やよい | 日本赤十字豊田看護大学学長 (一般社団法人日本看護系大学協議会 看護学教育向上委員会委員長 *第4回より) |
| 釜菴 敏 | 公益社団法人日本医師会常任理事 |
| 上泉 和子 | 青森県立保健大学学長 (一般社団法人日本看護系大学協議会代表理事) |
| 岸 恵美子 | 東邦大学看護学部・大学院看護学研究科教授 (一般社団法人全国保健師教育機関協議会会長) |
| 小見山 智恵子 | 東京大学医学部附属病院副院長・看護部長 |
| 鈴木 克明 | 熊本大学教授システム学研究センター長・教授 |
| 座長 高田 邦昭 | 群馬県立県民健康科学大学学長 |
| 中根 直子 | 日本赤十字社医療センター周産母子・小児センター副センター長・看護副部長 (*第4回より) |
| 彦根 倫子 | 神奈川県平塚保健福祉事務所保健福祉部長・地域統括保健師 (*第4回より) |
| 平野 かよ子 | 宮崎県立看護大学学長 (一般社団法人公立大学協会看護・保健医療部会会員) |
| 副座長 宮崎 美砂子 | 千葉大学副学長・大学院看護学研究科教授 |
| 柳田 俊彦 | 宮崎大学医学部看護学科教授 |

検討会開催状況

| 回数 | 開催日時 | 議題 |
|-----|----------------|---|
| 第1回 | 令和元年 5月16日 | <ul style="list-style-type: none"> 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討の経緯と、看護系大学の現状について 看護基礎教育検討会の進捗状況について 大学における看護系人材養成の充実に向け必要と考えられる事項について |
| 第2回 | 令和元年 6月10日 | <ul style="list-style-type: none"> 大学における看護系人材養成の充実に向け必要と考えられる事項について |
| 第3回 | 令和元年 9月20日 | <ul style="list-style-type: none"> 保健師助産師看護師学校養成所指定規則を大学において適用するに当たって留意すべき事項について 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会第一次報告について 等 |
| 第4回 | 令和元年 10月4日 | <ul style="list-style-type: none"> 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会第一次報告（案）について 看護学実習ガイドラインについて |
| 第5回 | 令和元年 12月23日 | <ul style="list-style-type: none"> 大学における看護系人材養成に関する実習ガイドラインについて |
| 第6回 | 令和2年 2月3日 | <ul style="list-style-type: none"> 大学における看護系人材養成に関する実習ガイドラインについて |
| 第7回 | 令和2年 3月9日 | <ul style="list-style-type: none"> 大学における看護系人材養成に関する実習ガイドラインについて |